

(様式2)

指定管理者制度導入施設の管理運営状況【対象年度:令和3年度】

※1～6:所管課記入、7:指定管理者記入、8～9:指定管理者及び所管課記入、10:指定管理者及び所管課記入(実施した場合)

所管部・課	文化財・生涯学習課
指定管理者	信州リゾートサービス 株式会社

1 施設名等

施設名	長野県望月少年自然の家	住所	佐久市協和3489-67
		電話	0267-54-2405
		ホームページ	http://moti-shizen.com/

2 施設の概要

設置年月	昭和52年4月	根拠条例等	長野県少年自然の家条例
設置目的	少年を自然に親しませ、団体宿泊訓練を行い、情操や社会性を豊かにするとともに、心身を鍛錬し、もって少年の健全な育成を図るため		
施設内容	◇ 管理・宿泊棟 鉄筋コンクリート造平屋建 2,215.75㎡ 宿泊室:28室(和室1室、洋室27室)、宿泊定員200名 体育室 360㎡ その他:研修室、食堂、浴室、乾燥室、事務室、宿直室 等 ◇ 野外施設 キャンプ場(炊事場、水洗トイレ付):宿泊定員200名 約9,000㎡ 営火場、運動広場 約4,000㎡、スケート場 約5,000㎡ 遊びの広場、集いの広場、ソリ用ゲレンデ(3コース)、マレットゴルフ場(36ホール) フィールドアスレチック、ディスクゴルフコース(18ホール)、ミニオリエンテーリング(15ポスト)		
利用料金	1 宿泊施設 一般 25歳以上の者 1人1泊について 1,050円 25歳未満の者 1人1泊について 700円 小・中学生 1人1泊について 350円 2 キャンプ場 一般 25歳以上の者 1人1泊について 600円 25歳未満の者 1人1泊について 400円 小・中学生 1人1泊について 200円 3 日帰り利用料 研修室 午前9時から正午まで 300円 午後1時から午後4時まで 300円 午後5時から午後8時まで 300円 体育館 午前9時から正午まで 900円 午後1時から午後4時まで 900円 午後5時から午後8時まで 900円 研修室及び体育館以外の施設 25歳以上 300円 15歳以上25歳未満 200円		
開所日	開所日は以下のとおり ・ 月曜日 ・ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日の翌日 ・ 12月29日から翌年1月3日まで ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。		
開所時間	9:00～20:00 ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、これを変更することができる。		

3 現指定管理者前の管理運営状況

期 間	管 理 形 態	管理受託者又は指定管理者等
～平成21年度	直営	

4 報告年度の指定管理者等

指定管理者	信州リゾートサービス株式会社	指定期間	平成29年4月1日～令和4年3月31日(5年間)
選定方法	公募(応募者数:1)		

5 指定管理料(決算ベース)

令和3年度(A)	令和2年度(B)	差(A)-(B)	※(A):当該年度、(B):前年度(以下同じ)
30,896千円	30,946千円	-50千円	
	増減理由		

6 指定管理者が行う業務

<ul style="list-style-type: none">施設及び設備の維持管理に関する業務少年自然の家の利用の許可に関する業務少年自然の家の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関する業務青少年の健全な育成に資する事業の企画及び実施に関する業務で教育委員会が必要と認めるもの前各号に掲げる業務に附帯する業務
--

(様式2)

7 利用実績等

(1) 利用実績【指標：利用者数・利用件数・稼働率】

(単位：人、件、%)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和3年度(A)	233	638	1,045	2,500	151	407	798	288	172	388	0	23	6,643
令和2年度(B)	145	54	141	279	704	608	861	369	122	232	262	270	4,047
(A)/(B)	160.7	1181.5	741.1	896.1	21.4	66.9	92.7	78.0	141.0	167.2	0.0	8.5	164.1
増減要因等	新型コロナウイルス感染拡大による休所(施設利用休止)期間を除き、前年度は軒並みキャンセルとなった地元小学校等が利用を再開したため。8月～9月及び1月～3月については、休止が長くなりこの期間は前年を下回ったが、4月～7月の大幅増加がこれを上回った。												

(2) 利用料金収入

(単位：千円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和3年度(A)	46	43	168	231	35	28	72	12	26	130	0	0	791
令和2年度(B)	45	0	9	8	105	37	102	67	1	34	4	39	450
(A)/(B)	102.2	—	1866.7	2887.5	33.3	75.7	70.6	17.9	2600.0	382.4	0.0	0.0	175.8
増減要因等	新型コロナウイルス感染拡大による休所(施設利用休止)期間を除き、前年度は軒並みキャンセルとなった各種団体の一部が利用を再開したため。												

(3) 利用料金見直しの状況(前年度と比べて)

見直しの有無	見直した場合はその内容
無	

(4) 開所日・時間の見直し等の状況(前年度と比べて)

開所日数	開所時間	見直しの有無	見直した場合はその内容
令和3年度(A)：237日	令和3年度(A)：9:00～20:00	無	(新型コロナウイルス感染拡大による休所措置)
令和2年度(B)：290日	令和2年度(B)：9:00～20:00		

(5) サービス向上のため実施した内容

- ① 利用者が持ち込んだ物から発生するごみは、原則全て持ち帰りいただくこととしているが、連泊で悪臭が発生するなど、持ち帰りにお困りの方に配慮し、可燃物(生ごみ)に限り処理料金の実費を負担いただき引き取ることで、利便向上を図った。
- ② 従来の持込テントエリア(林間)が火気使用禁止であることから、焚火が可能な場所の一部(あそびの広場)での持込テント設営を可とし、近年コロナの影響等でブームとなっているアウトドアレジャーとしてのキャンプ・ニーズに応えるとともに、自然体験活動の拠点としての機能充実を図った。
- ③ 新型コロナの感染が疑われる利用者の隔離用に、事務室奥の会議室にベッドを設置するとともに、介助者用にフェイスシールド、使い捨て手袋及び合羽(代用防護服)を用意し万が一に備えた。
- ④ 利用者側の特別な事情に配慮し、休所日にあたる日であっても宿泊の申込を受けて開所する等、臨機応変な対応を行った。

(6) その他実施した取組内容

- ① 新型コロナ感染対策として、消毒用アルコールスプレーを各宿泊室のほか体育室等全ての共用スペース入口に設置、本館玄関には非接触体温計を設置し、新型コロナ感染防止を徹底した。
- ② 宿泊を伴うイベントの主催者として、参加者及びボランティアスタッフ用に新型コロナ抗原検査キットを購入し事前に検査を行うことで、安心安全の確保に務めた。
- ③ 地域の小中学校の総合的な学習支援として、従来施設内で実施している体験活動等について、職員が利用者の希望する場所に赴いて実施する「出前体験活動」を試行的に実施した。(R4年度から本格実施)
- ④ 自家用車でご来所できない方々の交通手段確保のため、佐久市が実証運行中の地域公共交通「デマンド交通さくっと」の停留所設置を市に要望した。(R4年5月施設入口に停留所名「望月少年自然の家」として設置され運行開始。)

(7) 利用者の主な声及びその対応状況

- ① 新型コロナ感染対策として浴室の同時利用者数を制限していたことで入浴が遅くなった方から、利用時間をもっと早くしてほしいのご要望、及び湯温が温かったといったご意見がありました。入浴時間については、利用者の安心安全確保のためである旨をご説明。湯温度については、浴槽の自動温度調整機能がなく高温湯のかけ流しで調整しているため、気温変化がある場合に適温維持は困難ですが、当日の投入量の調整によりできる限り対応してまいります。
- ② 食事メニューについて、アレルギーだけでなく味覚過敏症のお子様へ代替え食を用意したことに対して、後日保護者から御礼の手紙をいただきました。

(様式2)

8 管理運営状況(実施状況及びそれに対する評価を記入)

※項目は施設の状況に応じ加除修正してください。

項目	指定管理者	所管課	評価
施設の目的に沿った管理運営	協定書、仕様書及び事業計画書に基づいた管理運営を実施し、従来とおり地元各種団体との連携を行い、コロナ禍の中での可能な範囲内で、施設の立地条件を活かした受入れ及び自主事業を実施した。	協定書及び仕様書等に基づいた管理運営を実施したと認められる。	B
平等な利用の確保	全ての来所者の平等な利用を確保するため、条例及び規則等の規定を遵守し、原則として受付順による平等な利用の確保とサービスの提供をしている。	原則受付順としながらも、多くの団体が利用できるように調整を行っており、概ね平等な利用の確保が図られている。	B
利用者サービス向上の取組	休所日等でも、利用希望団体があれば職員の勤務体制を調整し、開所日に変更して受入れた。 また、アンケート等による利用団体の要望や意見にできるだけ配慮し、改善に努めた。	利用者が必要とするサービスの提供に努めたと認められる。アンケート等を通じて利用者の意見・要望を把握し、それに迅速に対応した。	B
自主事業	新型コロナウイルスの感染拡大による施設の利用休止期間中の事業及び宿泊を伴うキャンプを除き、感染防止対策を講じた上で、計画した15事業のうち11事業、回数では、コロナ流行前の元年度と同じ20回実施した。 R2年度に急ぎ企画した「親子DAYキャンプ」のほか、「望月体験の森」、「カヌー体験」、「メカトロニクス教室」などで多数参加があったほか、試行実施の「出前体験活動」を3回開催し、84人に参加いただいた。	新型コロナウイルス感染症の影響による自主事業の中止もあったが、感染防止対策を徹底して実施可能な自主事業に取り組んでいることが認められる。	B
職員・管理体制	① 仕様書及び事業計画書に基づく職員配置を行い、利用者の安全確保とサービスの提供に努めた。 ② 青少年育成事業の更なる充実を図るため、レクリエーションに精通した職員が、自主事業等を実践した。	仕様書及び事業計画書に基づく職員配置が行われ、適正な管理が行われたと認められる。	B
収支状況	宿泊延べ人員は、前年度の2倍以上に増加したものの、コロナによる施設の利用休止及び利用者からの予約取消や申込中止が相次ぎ、R元年度の12,813人に対し4,312人とどまり、料金収入(指定管理料以外の全収入)は、R元年度の17,598千円に対し5,633千円と3分の1以下。業務継続支援として指定管理料を1,896千円増額いただいたが、収支は△1,517千円と2年連続して欠損が生じた。(R2年度は △1,577千円)	新型コロナウイルス感染症の影響等で収入減となったが、経費削減等に努め、適正な経理が行われていることが認められる。	B
総合評価	新型コロナウイルス感染症対策として、感染拡大状況、県担当課からの依頼・要請等に応じて、1年を通し適時、施設の利用休止、自主事業の変更・中止等必要な措置を講じながら、適切かつ効果的な施設の管理運営に努めた。	新型コロナウイルス感染症の影響による予約のキャンセルや自主事業の中止のため、利用者や利用料金等が減少したが、感染対策を徹底しながら、おおむね事業計画書等の内容に沿って、良好な管理運営が行われたと認められる。	B

- <評価区分> A:仕様書等の内容を上回る成果があり、優れた管理運営が行われている。
 B:おおむね仕様書等の内容どおりの成果があり、適正な管理運営が行われている。
 C:仕様書等の内容を下回る項目があり、さらなる工夫・努力が必要である。
 D:仕様書等の内容に対し、重大な不適切な事項が認められ改善を要する。

9 施設管理運営の課題

項目	指定管理者	所管課
施設の管理運営の課題	① 一昨年から新型コロナ対策で行ってきた各種利用制限によって他施設へ流れてしまった大口利用者があり、これが大幅減収につながっているが、今後コロナが終息した後も、元の状態に戻すのは容易ではない。 ② 浄化槽の機能不全及び排水設備の随所に劣化が生じており、関係設備全体を早急に改修する必要がある。 ③ 老朽化が進み、事務室、食堂等の床にきしみや沈みが生じており、小規模な補修では対応できない。 ④ ボイラー、受水槽等の設備更新に伴う新たな定期点検や、次年度から指定管理業務に追加される建築関係の点検等により、維持管理費が増大し経営を圧迫している。 ⑤ 職員の高齢化により、後継者の確保・養成が必要となってきている。	・施設及び設備の劣化等の課題に対しては、県全体のファシリティマネジメントの中で計画的に修繕を行っていく。 ・近隣施設・組織と密に連携を取りつつ、さらに魅力的な事業の実施・発信に努められたい。

10 第三者評価で指摘された事項の管理運営等への反映状況(第三者評価実施年度の翌年度以降に記載)

【実施年月日:令和元年11月18日】

第三者評価における指摘・意見等	管理運営等への反映状況	
	指定管理者	所管課
利用者サービス向上の取組 ・駅からの冬期のアクセス改善や案内板の増設がされるとよい。	案内看板を3か所移転・増設しました。 (県道雨塚望月線から県道大木浅田切線の分岐(5km地点)両方向2か所及び3km地点)	案内看板の増設がされ、利用者サービスの向上の取組がされている。